

児童扶養手当額が改正されました

児童扶養手当は、母子家庭などの生活の安全と児童の健全育成のために手当を支給する制度です。4月から消費者物価指数の変動により、手当額が次のとおり改正されました。

問い合わせ先 住民福祉課 ☎(48)1111 (内226)

区 分	平成18年3月まで		平成18年4月以降	
	児童1人の場合	児童2人の場合	児童1人の場合	児童2人の場合
全部支給	41,880円	46,880円	41,720円	46,720円
一部支給	9,880円～41,870円	14,880円～46,870円	9,850円～41,710円	14,850円～46,710円

児童3人以上の場合は、第3子以降の児童1人につき3,000円が加算されます。

一部支給手当額の計算方法(10円未満四捨五入)

〔児童1人の場合〕 手当額 = 41,710円 - (受給者の所得額 - 全部支給額の所得制限限度額) × 0.0184162

〔児童2人の場合〕 手当額 = 46,710円 - (受給者の所得額 - 全部支給額の所得制限限度額) × 0.0184162

戸籍の窓口から

第六回 戸籍の届け出

出生届・死亡届について紹介しま

子どもが生まれたら

出生届を生まれた日から(その日を含めて)十四日以内に提出しなければなりません。

届け出先は生まれた所・住所地・本籍地いずれかの市区町村役場です。子どもが生まれると、出産に立ち会った医師や助産師から出生証明書(一般的には出生届と一枚の用紙になつていきます)を書いてもらいます。出生届・母子手帳とともに提出してください。

子どもの名前に使える漢字は決まっています

名前に使える人名用の漢字は戸籍法で決められています。

使えない漢字の出生届は受け付けができませんので気を付けてください。

忙しくて出生届を出しに行けない場合は

実際に提出するのは父母でなくても構いません。ただし「届出人」の欄は父母どちらかで署名してください

い。

ほかの届け出についても、届け出人とは別の方に提出を依頼しても構いません。届け出の種類により後日確認書類を送付することがあります。

家族が亡くなったときは

死亡届を亡くなった日から(その日を含めて)七日以内に提出しなければなりません。

届け出先は、亡くなった所・亡くなった方の本籍地・届け出人の住所地いずれかの市区町村役場です。

同居の親族から順に、関係の近い方が届け出人になってください。

亡くなると、医師から死亡診断書(一般的には死亡届と一枚の用紙になつていきます)を書いてもらいます。死亡届とともに提出してください。

死亡届を提出すると、埋火葬許可証・管轄斎場(阿久比町に提出のときは半田斎場)の使用許可証を発行します。火葬の日時を確認の上、届け出してください。

管轄外の斎場使用を希望する場合は問い合わせください。

問い合わせ先 住民福祉課

戸籍住民係 ☎(48)1111
(内225・224)